

平成11年/'99

9

No.692

平成11年9月14日発行



様々なパフォーマンスが繰り広げられ、盛り上がったカーニバル大行進
(敦賀まつり関連ページ 2、12ページ)

contents

豪華絢爛 敦賀まつり	・・・ 2
翔ばたけ！ みなと街・敦賀	・・・ 3
10月から	
要介護認定の申請が始まります	・・・ 4~9
街角スケッチ	・・・ 10~11
敦賀まつりコレクション	・・・ 12
おしらせほか	・・・ 13~20



翔ばたけ みなと街・敦賀

「つるが・きらめき みなと博21」 閉幕

開港100周年の今年、記念イベント「つるが・きらめき みなと博21」に多くの人が集った。参加する人、見る人、一人ひとりの力が大きなエネルギーとなつて、このイベントを支えた。敦賀に繁栄をもたらした港への新たな思いが、それぞれの心の中に描かれたことでしょうか。これから変わっていくだろうつみなと街・敦賀。みんなの力で大きく翔ばたこう！

つるが・きらめき みなと博21
みなさん
ありがとうございます
ございました

7月18日から8月16日までの30日間開催しました敦賀港開港100周年記念事業「つるが・きらめき みなと博21」には、全国から686,000人もの方々にご来場いただき、無事閉幕いたしました。

開催期間中は、延べ5,907人のボランティアのお力により、ご来場の方から「大変きれいな会場だ。」という好評をいただくほどでした。

みなと博を通して、敦賀港と福井県の更なる発展を期するとともに、敦賀市の新しいまちづくりの契機になるものと考えております。

最後に市民のみなさんには様々な形でみなと博に参加、ご協力をいただき誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。



敦賀港開港100周年
記念事業実行委員会

豪華絢爛 敦賀まつり

祭

敦賀まつりといえば、宵宮で始まり、神輿、山車。今年もおよそ2,000人が、大人神輿6基、子供神輿12基をかつぎ、6基の山車を曳いた。



宵宮巡行(9/2)

祭



神輿渡御(9/3)

祭



祭



山車巡行(9/4)

今は大丈夫！ でも、いざというとき 介護保険がみんなを助けます



質 申請が必要なのは、どんな人ですか？

答 ① 65歳以上の方(第1号被保険者)で、日常生活を営むために介護や支援が必要な方
② 40～64歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)で、脳出血・脳梗塞や初期の痴呆など、年をとったことよって起る病気(特定疾病)が原因で、日常生活を営むために介護や支援が必要な方

①、②の方で、4月1日から介護保険でのサービスを希望される方(または家族)が申請をしてください。

特定疾病の種類については、介護サービス課に問い合せてください。

第2号被保険者で、特定疾病以外で介護が必要な方については、従来どおり障害者福祉施策の中のサービスを利用できます。

質 現在、介護サービスを利用しているんですが？

答 4月以降、サービスを途切れさせないためにも、必ず申請してください。申請については、サービスを受けているところ(事業者、施設等)の指示に従ってください。なお、本人の状態により、「自立」と判定される場合もあります。



質 こんな状態でサービスを受けられるかどうか分からず、申請を迷っているんですが？

答 申請できる状態などについて迷っている場合には、介護サービス課または、在宅介護支援センターに相談ください。

在宅介護支援センター 眞盛苑
☎ 21・6565

敦賀市在宅介護支援センター
(社会福祉協議会)
☎ 22・7272

問合せ
介護サービス課
☎ 22・8180

10月から 要介護認定の申請が始まります



今や人生80年と言われる時代です。多くの人が長生きできるようになった現在、介護は避けて通れない問題となっています。

また、介護をしている方の2人に1人は60歳以上となっており、さらに、3年以上の寝たきりの方が53%と介護期間の長期化もみられ、共倒れになるケースも増えてきました。

このように介護される側もする側も高齢化という現実の中で「介護は家族で」と言っていられないくらい負担や不安が増えてきました。

こうした問題を社会全体で支え合うために作られた制度が「介護保険制度」です。

平成12年4月1日から介護保険制度が始まりますが、開始前の準備として、「要介護認定」を今年10月から行います。

今回は、要介護認定の申請が必要な方やその流れなどを紹介します。

質 なぜ、10月から申請が必要なんですか？

答 平成12年4月1日からスタートする「介護保険制度」のもとで、直ちに各種サービスを受けたいため、開始前の準備として、要介護認定を行ない、介護サービス計画を立てておくためです。

「要介護認定」とは、介護保険でサービスを受けるために、介護や支援が必要かどうか、また、その必要な程度(要介護度)はどれくらいか?といった認定(第2号被保険者の場合は、特定疾病によるものかどうか?)を受けることです。この認定によって、サービスの種類や限度が決められます。

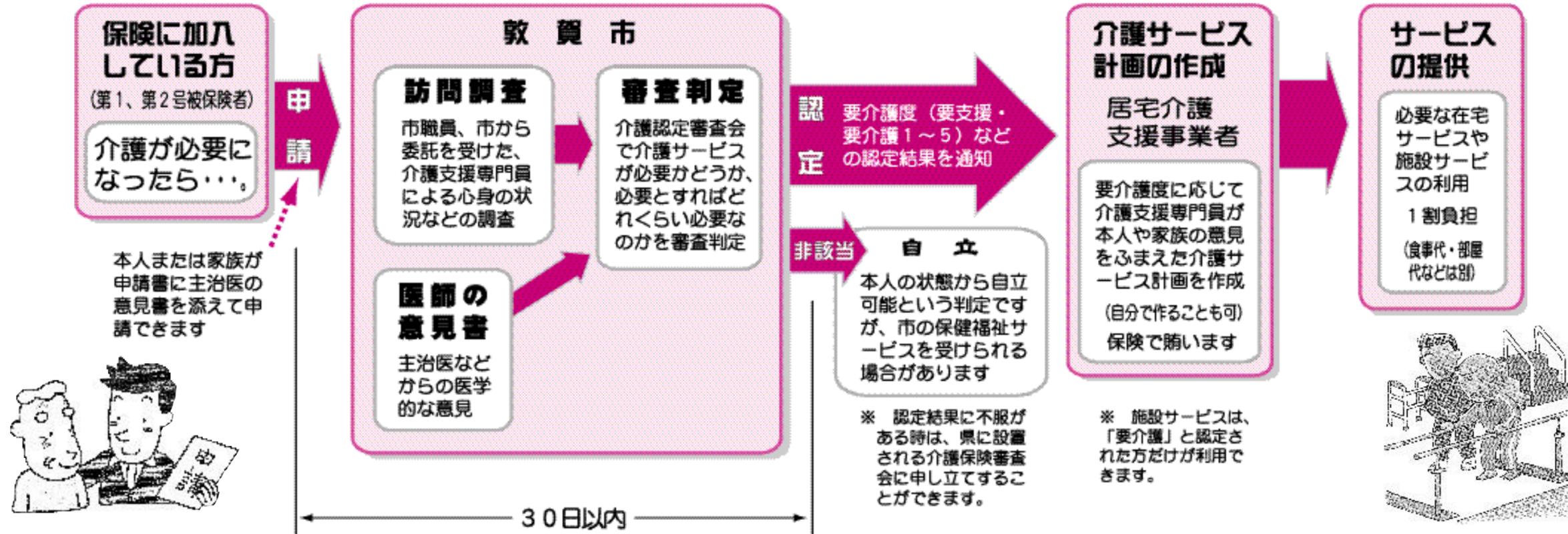
要介護認定で「自立(対象外)」と判定された場合は、日常生活の中で頑張ってみましょう。なお、市の保健・福祉事業のサービスについては、受けられる場合があります。内容については、現在検討中です。

保険で

介護サービスを受けるには

平成12年4月1日から
介護サービスがスタートします

まず、市に申請をして、認定を受けてください。



質 母の介護があるので、日中、市役所に要介護認定の申請に行けないんですが？

答 本人や家族に代わって、居宅介護支援事業者や介護保険施設に手続きを代行してもらったり、民生委員さんに代理になってもらうことができます。

問合せ 介護サービス課 ☎ 22-8180

質 申請すると認定まで、どれくらいの日数がかかるのですか？

答 認定は、申請した日から30日以内(原則として)に行われます。また、平成12年4月1日以降に介護が必要になり申請した場合は、認定の効果が申請日までさかのぼります。申請しすぐに仮の介護サービス計画を立て、サービスを受けることができますので、安心してください。

質 認定されると、その結果(判定)はずっと有効なんですか？

答 認定には、有効期間があり、その人の状態に応じ3~6か月ごとに見直されます。(今回の準備期間中の認定については、最長12か月まで有効の方もいます)ただし、身体の状態等に変化がみられた場合は、認定期間内であっても変更の申請ができます。

介護サービスを受けるまでの流れは、上記のようになっていますが、介護報酬(サービスに係る経費)の決定が平成12年2月頃になることから、10月からの準備期間中の「介護サービス計画」の作成については、介護報酬の決定以降から3月末日までの間に行います。

介護サービス計画を作成できる事業者(居宅介護支援事業者)および介護サービスを提供できる事業者(居宅サービス事業者、介護保険施設)については、認定を受けられた方にお知らせします。

介護 保険

全国平均保険料月額単価が2,500円の場合の算定方法

●40～64歳の方の毎月のおよその介護保険料は？
(健康保険組合の場合)

$$\begin{aligned} & \text{標準報酬月額} \\ & \times \\ & \text{※介護保険料率 (0.8\sim0.9\%見込み)} \\ & \times \\ & 1/2 \text{ (事業主が半分負担)} \end{aligned}$$

※健康保険組合では、いくつかの所得段階をもつて、段階別の定額保険料にすることもできます。

●介護保険料率の算定のしかた

$$\begin{aligned} & \text{介護給付費納付金 (注1)} \\ & \div \\ & 40\sim64\text{歳の標準報酬総額 (注2)} \\ & \parallel \\ & 0.8\sim0.9\% \text{ (見込み)} \end{aligned}$$

(注1) 各健康保険組合に、割り当てられる介護給付費納付金の総額

(注2) 40～64歳の被保険者(加入者本人)と40～64歳の被扶養者の合計人数に頭割りの額を掛けた金額



保険証について
保険証は、要介護認定を申請し、結果の出た方に交付されます。

保険料の決め方
全国一律の単価で、加入している医療保険の計算方法をもとに決められます。(下図参照)

介護サービスの利用料は
費用の1割を自己負担します。施設に入る場合は、食事代の一部(標準負担額)なども支払います。

40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方(第2号被保険者)

保険料の決め方
全国一律の単価で、加入している医療保険の計算方法をもとに決められます。(下図参照)

介護サービスの利用料は
費用の1割を自己負担します。施設に入る場合は、食事代の一部(標準負担額)なども支払います。

健康保険組合などの場合 (大企業・中小企業の社員など)

加入者(被保険者)ごとの標準報酬月額に、一定の方式で計算した「介護保険料率」を掛けて、毎月の介護保険料を計算します。介護保険料率は0.8～0.9%の範囲となる見込みです。保険料の月額単価は平均的な月収の人で、組合健康保険で※3,400円程度、政府管掌健康保険で※3,000円程度と試算されています。(ただし平成7年度価格の試算)

医療保険の保険料に上乗せして徴収されます。(給料から天引きされます)

事業主(企業や団体側)が半分を負担します。したがって、平均的な月収の人で、毎月の保険料は健康保険組合で※1,700円程度、政府管掌健康保険で※1,500円程度と見込まれます。

上記の保険料には40～64歳の扶養家族の保険料も含まれていますから、直接保険料を納付することはありません。

※実際にはこれより少し高くなる見込みです。

(注) 夫婦共働きなど家族の中に複数の医療保険加入者がいるときは、それぞれが自分の加入する医療保険を通じて介護保険の保険料を納めます。

国民健康保険の場合 (自営業者など)

市町村で、収入による負担と家族数による負担を組み合わせて保険料を計算します。平均的な所得の人の場合で月額※2,500円程度になる見込みです。(ただし平成7年度価格の試算)

国民健康保険の保険料に上乗せして徴収されます。

介護保険の保険料の半分は公費で負担します。したがって実際の負担額は、平均的な収入の人で月額※1,300円程度です。

扶養家族に40～64歳の人がいる場合、その人の保険料も納めなければなりません。1世帯あたりの保険料月額は、この扶養家族の分も含めて決定・通知されます。

介護 保険

さて 気になる 保険料は？



保険料の決め方
個人の保険料は、所得によって5段階に分けられ決まります。(下図参照)

保険料の基準額は、市のサービス水準により決まります。

平成12年の敦賀市の65歳以上の人口は、およそ12,000人で、そのうちの要介護者数はおよそ1,600人と推定されます。実態調査のサービス利用意向などから算定された敦賀市の保険料基準額は、月額2,900円程度となっています。正式決定は平成12年3月頃です。(介護保険事業計画等策定委員会報告より)

保険料の納め方
保険料は、老齢(退職)年金から天引きになります。ただし、年金額が月額15,000円未満の方や老齢(退職)年金以外の年金受給者の方は、市へ個別納入になります。

保険証について
保険証は、平成12年3月頃に、みなさんに交付されます。新たに65歳

保険料の算定に関する基準

段階	対象者	保険料の設定方法
第1段階	・生活保護受給者等 ・市民税世帯非課税かつ 老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
第2段階	・市民税世帯非課税等	基準額×0.75
第3段階	・市民税本人非課税等	基準額×1
第4段階	・市民税本人課税等 (被保険者本人の合計所得金額が250万円未満)	基準額×1.25
第5段階	・市民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が250万円以上)	基準額×1.5

になった方は、誕生日をむかえた月に交付されます。
介護サービスの利用料は
費用の1割を自己負担します。施設に入る場合は、食事代の一部(標準負担額)なども支払います。
1割の利用者負担が高額になる場合は、自己負担額の上限が設けられます。(高額介護サービス費)。
介護サービスの利用料は
費用の1割を自己負担します。施設に入る場合は、食事代の一部(標準負担額)なども支払います。
1割の利用者負担が高額になる場合は、自己負担額の上限が設けられます。(高額介護サービス費)。

サービス費の目安(月額)

要介護度	身体の状態	標準的なサービスの例(訪問型)		サービス費目安
		訪問介護(週2回)	訪問看護(月1回)	
在宅 要支援	日常生活はできるが、歩行などが不安定	訪問介護(週2回)	訪問看護(月1回)	6.4万円程度
在宅 要介護1(軽度)	歩行・立ち上がりなどが不安定。入浴や排泄に一部手助けが必要	訪問介護(週5回)	訪問看護(週1回)	17.0万円程度
	歩行・立ち上がり一人でできない。入浴や排泄に手助けが必要	訪問介護(週5回)	訪問看護(週1回)	20.1万円程度
在宅 要介護2(中等度)	排泄、入浴、衣類の着脱などに全面的な手助けが必要	訪問介護(週5回・巡回型1日1回)	訪問看護(週1回)	27.4万円程度
	食事や入浴、排泄、衣類の着脱など日常生活に全面的な手助けが必要	訪問介護(週5回・巡回型1日1回)	訪問看護(週2回)	31.3万円程度
在宅 要介護3(重度)	生活全般にわたって全面的な手助けが必要	訪問介護(週6回・巡回型1日2回)	訪問看護(週2回)	36.8万円程度

※自己負担はサービス費の1割です

施設サービス	入所施設	入所費(平均)	利用料(※)
特別養護老人ホーム		32.5万円	5.0万円
老人保健施設		35.4万円	5.3万円
療養型病床群		43.1万円	6.0万円

(※)自己負担の1割のほかは食費も含む
(※)施設サービスは、「要介護」と認定された方だけが利用できます

問合せ 介護サービス課
☎ 22-8180